

平岡会計だより

2025.6 Vol. 186

発行元



税理士法人 平岡会計事務所

大阪府中央区天満橋京町1番26号

尼信天満橋ビル7階

TEL06(6966)5858 FAX06(6966)5868

<http://www.hiraoka-kaikei.jp/>

<目次>

税務》所得税の基礎控除の見直し等 P 2

特集》年収の壁 P 3

労務》厚生年金の養育特例 P 4

～ ICカード利用による経費精算はご注意ください ～

ICカードのチャージ代をそのまま交通費として処理したことについて、税務調査で指摘された事例が報告されています。

一つは、インボイスの不備と経費の重複計上の問題です。通常、ICカードへのチャージ時に発行された領収書で交通費として経理処理します。公共交通機関に限って使用する場合には公共交通機関特例によりインボイスは不要ですが、タクシー利用時に使用すれば、インボイスとして領収書を受け取る必要があります。そして、この領収書を交通費として処理してしまうと経費の重複計上が生じてしまいます。

もう一つは、私的な使用の混入です。ICカードは、コンビニや飲食店の支払いでも使用することができます。チャージ時に経費処理すると、本来は経費で落とせないものまで混入してしまう恐れがあります。国税当局もこのような実態を把握しており、税務調査時にはICカードの使用履歴の出力が求められます。使用履歴の出力ができないと、そもそも必要経費として認められなくなり、全額が私的利用と主張される可能性が高くなります。カード会社によっては出力できる期間が異なりますので、日頃から使用履歴の出力・保存を心掛けるようにしてください。(梅野広二)



アジサイ (神戸市立森林植物園)

所得税の基礎控除の見直し等

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用され、年末調整など**令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます(令和7年11月までの源泉徴収事務に変更は生じません)**。今回は、その概要を紹介いたします。

★ 基礎控除額の改正 ★

合計所得金額		改正前	令和7年・8年分	令和9年分以降
132万円以下		48万円	95万円	
132万円超 336万円以下			88万円	58万円
336万円超 489万円以下			68万円	
489万円超 655万円以下			63万円	
655万円超 2,350万円以下			58万円	

※ 合計所得金額が655万円以下の場合、居住者に限り、改正後の基礎控除額58万円に加算額が適用され、上表の金額となります。

※ 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合、上表の金額とは異なります。

※ 合計所得金額が2,350万円超の場合、改正はありません。

※ 住民税の基礎控除額に変動はありません。

★ 給与所得控除額の改正 ★

給与の収入金額		改正前	令和7年分以降
162万5千円以下		55万円	65万円
162万5千円超 180万円以下		収入金額×40%－10万円	
180万円超 190万円以下		収入金額×30%＋8万円	

※ 給与の収入金額が190万円超の場合、改正はありません。

★ 特定親族特別控除の創設 ★

特定親族の合計所得金額		控除額	特定親族の合計所得金額		控除額
58万円超 85万円以下		63万円	105万円超 110万円以下		21万円
85万円超 90万円以下		61万円	110万円超 115万円以下		11万円
90万円超 95万円以下		51万円	115万円超 120万円以下		6万円
95万円超 100万円以下		41万円	120万円超 123万円以下		3万円
100万円超 105万円以下		31万円			

※ 特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者及び青色事業専従者等は除く)で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

※ 親族の合計所得金額が58万円以下の場合、当控除ではなく扶養控除の対象となります。

★ 扶養親族等の所得要件の改正 ★

扶養親族等の区分	<所得要件>改正前	令和7年分以降
扶養親族	48万円以下	58万円以下
同一生計配偶者		
ひとり親の生計を一にする子		
配偶者特別控除対象者	48万円超 133万円以下	58万円超 133万円以下
勤労学生	75万円以下	85万円以下



(作成:今井聡子)

～ 年収の壁 ～

年収の壁とは、収入が一定額を超えると税金や社会保険料の負担が発生する境界線を指します。年収の壁には、税金に関する「100万円の壁」「160万円の壁」と、社会保険に関する「106万円の壁」「130万円の壁」の4つに大きく分けられます。

◆税金に関する「壁」◆

「収入」－「必要経費」＝「所得」、所得に対して「税金」が課税されます。

➤ 住民税

- **年収100万円**を超えると、住民税が発生

居住地の自治体が徴収するもので課税基準は自治体によって異なるため、「約100万円」という表現が使われます。なお、**令和8年度分から110万円**になります。

➤ 所得税

- **年収160万円**を超えると、所得税が発生

配偶者

- **年収123万円**を超えると、配偶者控除の適用はできないが、配偶者特別控除の適用ができる。
- **年収160万円**を越えると、配偶者特別控除の満額38万円が段階的に減少し、201万円を超えると控除が受けられない(201万円の壁は変更なし)。

扶養親族

- **年収123万円**を超えると、扶養控除の適用はできないが、特定親族特別控除の適用ができる。
- **年収150万円**を越えると、特定親族特別控除の満額63万円が段階的に減少し、188万円を越えると控除が受けられない。

◆社会保険に関する「壁」◆

- **年収106万円**を超えると、一定の要件を満たす場合に健康保険・厚生年金への加入義務が発生

要件：従業員51人以上の企業で働いている、週の所定労働時間が20時間以上、月額賃金が8.8万円(年収計算で106万円)、学生でない、2ヶ月を超える勤務の見込みがある

- **年収130万円**を超えると、国民健康保険・国民年金の保険料の支払いが発生

従業員50人以下の企業などで働く人は、配偶者や親の社会保険の扶養から外れます。

年収の壁一覧

項目 年収	本人			扶養親族等	
	住民税	所得税	社会保険料	配偶者控除または 配偶者特別控除	扶養控除または 特定親族特別控除
100万円超	対象	対象外	対象外	配偶者控除適用	扶養控除適用
106万円超			配偶者特別控除 38万円満額適用	特定親族特別控除 63万円満額適用	
123万円超			配偶者特別控除 逡減適用	特定親族特別控除 逡減適用	
130万円超					
150万円超		対象	お勤め先によ って加入対象	配偶者特別控除 逡減適用	特定親族特別控除 適用なし
160万円超				配偶者特別控除 適用なし	
188万円超					
201万円超					

厚生年金の養育特例

産休や育休から復帰した際、時短勤務等へ切り替えることによって給与額が下がり、厚生年金の標準報酬月額が低下する場合があります。標準報酬月額が下がると、将来もらえる厚生年金額も下がることとなりますが、3歳に満たない子を養育するために標準報酬月額が下がった場合、将来の年金額に影響しないように、子どもが3歳に達するまでの間は子どもが生まれる前の標準報酬月額とみなす「養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）」という制度があります。

《養育特例の適用要件》



- ① 厚生年金保険の被保険者または被保険者であった者で3歳未満の子を養育している
- ② 子の養育期間中の標準報酬月額が養育開始月の前月の標準報酬月額を下回っている
- ③ 「厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書」を提出している

養育開始月の前月に厚生年金の被保険者でない場合でも、その月から1年以内に被保険者であった月があれば特例を適用できます。養育特例の適用を受けると、将来の年金額を計算する際の標準報酬月額は高くなりますが、実際に納める社会保険料の金額を判定する際の標準報酬月額は高くなりません。

養育特例は、子の養育を開始したときに申請すれば、子の3歳の誕生日のある月の前月まで適用を受けられます。申請を忘れていた場合でも過去2年分は申請が可能です。退職後でも過去2年分であれば申請できます。

養育特例の対象となる子とは、「3歳未満」でかつ「特例の適用を受ける人と同居している子」ですので、子が社会保険の扶養に入っているかどうかは要件ではありません。たとえば、共働き世帯で子が両親の一方の扶養に入っている場合、夫婦ともに養育特例の要件を満たせば、扶養に入れていない方の親含めて夫婦両方で特例を適用できます。また、実子だけでなく養子も対象です。

従来、養育特例の適用者と子の身分関係を証明するためには、戸籍謄（抄）本等の提出が必要でしたが、2025年1月1日からは、事業主がその身分関係を確認した場合、申請手続きの際に証明書類の添付は不要となりました。



（作成：石原沙樹）

－編集後記－

6月といえば紫陽花、調べてみると、原産地は日本なのですね。ドイツ人医師シーボルトがホンアジサイを持ち帰って品種改良が盛んに行われ、多様な品種を持つ「西洋アジサイ」として日本に逆輸入、知りませんでした。花びらのようなものは花ではなく、萼（ガク）が花弁状に大きく発達した装飾花で、花房の中央に密集している真花が花で、両性花なのでガク、雄しべ、雌しべ、花弁がそろっているらしいです。土壌によって花色が変わるほか、別名、七変化（しちへんげ）とも呼ばれるほど、花の色が変化する特性があるそうです。梅雨で気が滅入る時期、雨の日に映える紫陽花を楽しんでみてはいかがでしょうか。（平野）